

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号）

改正案

現行

<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい う。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は 、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に 関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等 規則」という。）第八条の十七第一項第十三号（中間財務諸表等 の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三 十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十におい て準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成 方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結 財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連 結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大 蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十 七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除 く。）とする。</p> <p>一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務 諸表（財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表のうち同条に規 定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸 表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい う。）第九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は 、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務 諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。） 第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（</p>
---	--

(財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。)のうち、特定有価証券(法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。)

以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間(法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。)及びその直前特定期間に係るもの(届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間(以下この条において「事業年度等」という。)及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。))のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のもの(を除く。)

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表(中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間

以下「指定法人」という。)が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(又は財務書類(財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。)

のうち、特定有価証券(法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。)(以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間(法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。))及びその直前特定期間に係るもの(届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間(以下この条において「事業年度等」という。)及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。))のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容ものを除く。

二 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。))第一条に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項(同条第三項において

財務諸表と同一の内容のものを除く。)

三 (略)

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

五 (略)

六 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表(同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度(連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。)(の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。)

三 (略)

四 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)(第一条に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。)(届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)

五 (略)

六 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表(同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)(第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。)(の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容

七〇十一 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 (略)

2〇4 (略)

5 第一項第一号二に定める事項は、財務諸表等規則第八條の二十七又は連結財務諸表規則第十五條の二十二の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

6〇8 (略)

9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五條の十八又は中間連結財務諸表規則第十七條の十四の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

10 (略)

のものを除く。

七〇十一 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 (略)

2〇4 (略)

5 第一項第一号二に定める事項は、財務諸表等規則第八條の十七又は連結財務諸表規則第十五條の十二の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

6〇8 (略)

9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五條の十八又は中間連結財務諸表規則第十七條の四の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

10 (略)